

平成 30 年度税制改正 4

(特例事業承継税制について)

適用を受けることができる先代経営者と後継者

1. 先代経営者の要件

先代経営者は、次の要件を満たす必要があります。

① 会社の代表者であったこと。

贈与の場合には贈与時までに代表を返上しなければなりません。また相続の場合は直前に代表者である必要はありません。

② 被相続人と同族関係者で発行済議決権株式総数の 50% 超の株式を保有し、かつその同族関係者（特例経営承継相続人等を除く）の中で筆頭株主であったこと。

代表者であった当時のいずれかの時点（相続開始直前を含む）と相続開始直前にこの要件を満たしていなければなりません。

2. 特例経営承継受贈者（後継者）の要件

贈与の場合には、特例承継受贈者は次の要件を満たす必要があります。

① 会社の代表者であること。その者以外にも代表者がいても構いません。

② 20 歳以上であり、かつ、役員就任後 3 年を経過していること。

③ 同族関係者と合わせて発行済議決権株式総数の過半数を保有し、かつ、その同族関係者の中に保有株式数の上位者がいないこと。ただし、認定対象者は代表権を有する承継計画に記載された 3 人までに限ります。

④ 贈与のときから認定申請日まで引き続き贈与により取得した特例認定贈与承継会社の株式のすべてを保有していること。

3. 特例経営承継相続人等（後継者）の要件

相続の場合には、特例承継相続人等は次の要件を満たす必要があります。

① 特定代表者であった被相続人の死亡の直税において役員であったこと。ただし、被相続人が 60 歳未満であった時は役員である必要はありません。

② 相続開始の日の翌日から 5 か月を経過する日において代表権を有していること。

③ 相続又は遺贈により株式等を取得した代表者であり、同族関係者を併せてその過半数を保有し、かつ、その同族関係者の中に保有株式数の上位者がいないこと。ただし、認定対象者は代表権を有する承継計画に記載された 3 人までに限ります。

④ 被相続人の相続開始のときから認定申請日まで引き続き相続又は遺贈により取得した特例認定相続承継会社の株式のすべてを保有していること。